

令和8年5月15日
財 務 省

少額随意契約の基準額等に関する意見募集の結果について

少額随意契約の基準額等について、令和6年11月18日から同年12月20日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して115件の御意見を頂きましたので、別添のとおり公表いたします。

頂いた御意見を踏まえ、前回改定時（昭和49年3月）から直近（令和7年1月）までの企業物価指数の動向を勘案し、少額随意契約の基準額を約1.6倍引き上げることといたしました。

その他、頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

問合せ先
財務省主計局法規課法規第2係
電話：03-3581-4111（内線 5121）

(別添)

少額随意契約の基準額等に関する意見募集に寄せられた御意見について

番号	御意見（原文のまま）
1	公共調達担当者です。昨今の物価上昇によりこれまで随意契約で購入できた物品役務等を一般競争入札に付さなければならなくなり、依頼者から苦情等を受けており疲弊しているところです。現行の基準額等では予算執行に悪影響が出ております。したがって、一般競争入札が原則であることは理解しておりますが、効率的な調達が可能となるよう基準となる額を大幅に緩和していただきたいです。よろしくお願いいたします。
2	以前、数百万円の調達案件に参加しようとした際、とあるメーカーAの受注生産品または同等品といった指定があり、メーカーAに掛け合ったところ、毎年落札しているB社からの受注分で一杯いっぱいであり、調達案件の納品日の数ヶ月後にしか納品できないと言われた。もはや、官庁と毎年落札している企業とメーカーとの間の談合と言っても差し支えないであろう。契約における透明性がなさすぎる。むしろ3年連続の落札は、談合がないか調査するなど、透明性の確保に動くべき。
3	予決令第99条第三号において「予定価格が160万円に満たない財産を買い入れるとき」とありますが、これを「500万円に満たない財産を買い入れるとき」くらいには緩和しても良いと思います。
4	公的機関の調達担当者です。是非基準を緩和してほしいです。例えば、随契で買い入れできる物品を1,000万円くらいに緩和してほしいです。また、契約書の省略できる額を前述の額と同じくらいにしてほしいです。ご検討のほどよろしくお願いいたします。
5	私は団体職員ですが、国の基準に準拠した規程が多いため基準額の見直しには賛成です（審議会資料の論旨からして引上げと思料いたします）。団体の規模や法人形態にもよりますが、国の関与の度合いが大きい団体ほど調達行為に関する内部牽制機能や自浄作用がしっかりと組み込まれております。少額随意契約に該当するものも、複数者から見積を徴取することにより調達手続の簡素化と競争性の確保を両立させており、その基準が多少引き上げられたとしても調達の競争性や公正性を損なうものではないと考えます。
6	少額随意契約の基準額を、物価高騰に合わせて引き上げることへの意見公募だが、基準額の元も変更額も、具体的金額の提示をせずに意見募集をしていること自体が、間違っている。税金を使っの契約事項は、入札が基準であり、少額の場合の事務手続き簡略の為に許されるのが、随意契約であることを鑑み、契約額を分割しての随意契約化が容易になり、不正と天下りの温床となる可能性が高く、随意契約の基準額は引き上げるべきではない。
7	物価上昇に合わせて随意契約等の金額基準を変更するのは、法制定当初の目的や事務の適正かつ効率的な執行の観点から当然のこととされます。適宜見直しを進めてください。なお、見直しにあたっては、総務省所管の地方公共団体の基準も合わせてご検討ください。
8	随意契約については、随意契約をしなければならない理由があるためであり、金額の制約があることは、随意契約の理由そのものすら、金額にあわせた理由になりかねないため、真に随意契約をしなければならないと国民全般の共感が得られる整理であれば、国益にかなうことを前提と期待をして、少額の基準としつつも、基準額をむしろ設けない方が良いと思います。※国費を投ずる限りは競争による価格と技術の進歩が原則とした上での考えです。随意契約の理由を評価できるようにする方が良いと思います。
9	日本銀行によれば（ https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/history/j12.htm ）昭和50年の国内企業物価指数は、令和2（2020）年を100としたとき83.6とある。さらに、令和2年を100としたとき、令和6年10月は123.7とある。（ https://www.boj.or.jp/statistics/pi/cgpi_release/cgpi2410.pdf ）これだけ国内企業の購買力（サービス提供力）が上昇しているとみなし、この上がり幅と同程度であれば、少額随意契約の基準額を引き上げたとしても、競争性や公平性は損なわれないと思料する。様々な基準額があるが、それぞれ見直すことは費用対効果が薄く根拠も失ってしまうため、すべての基準額を1.47倍（123.7/83.6）のうえ端数調整してはどうか。
10	随意契約については地域の雇用や地域経済の活性化に即つながらることから、積極的な活用が必要である。また、地方の支分部局に対する発注権限委譲も同時に求められる。限度額については、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも原材料費や人件費の上昇及び消費税等を勘案の上、現行の2倍以上（例えば、工事又は製造であれば、国等は250万円から500万円へ）に引き上げるよう、法制度の見直しを図る必要がある。

11	ここ数年の著しい物価高騰等による労務費、資材費等の高騰、また建設工事の諸経費体系の見直し等もあり、地方自治体の少額随意契約基準（委託費は100万円、工事請負は250万円）を見直すべき時期に来ていると考える。事務手続き等の簡素化、迅速化を目的とした少額随意契約であるにも関わらず、数年前と比較すると対象案件規模が実質的に小さくなり、事務量の増大につながっている。増額幅の検討は慎重を期すべきであるが、1.3倍～1.5倍くらいが妥当なのではないかと考える。なお、一度あげたものはそれっきりということではなく、社会情勢等の変化に柔軟に対応した基準額の増減を検討すべきである。
12	意見募集の対象（1）～（3）に於いて、各々の制度がある限りは、法人が負担する人件費・材料費・税額（社会保険料）等の過去よりの上昇率に応じて基準額を上げていくべきである。でなければ、昨今の価格転嫁を進めて行く流れと矛盾するものであると感じる。
13	物価変動に対して基準額の変更をするのは至極当然である。そう、当然なのである。
14	物件の借入れについて、大臣面談や閣僚級の講演を含むセミナー開催等でホテルの会議室を借りようとする、80万円を大幅に上回ってしまう。これらは、大臣の予定が直前まで決まらないことなどから、入札にけることが難しいため上限を上げていただきたい次第である。また、その他の契約について、外国に拠点がある企業（出張時の現地ハイヤー手配、海外展示会のブース制作会社）との契約で支障を来している。円安の影響や諸外国のインフレにより値上がり著しく、とても100万円以内での契約は難しい。他方で、諸外国に拠点のある企業にたかだか一回の出張のためだけに入札に参加しろというのは、仮に書面や電子といった入札形式であっても難しく、その他の契約に係る上限額を上げていただくか、または「外国企業との契約は200万円まで可」など条件付けをしていただきたい次第である。
15	工事請負の少額随契の基準額は、建設業法の建築一式工事の軽微な工事の金額1500万円が妥当
16	意見 少額随意契約の基準額については、物価が昭和50年当時よりもおおむね3倍程度になっていることにかんがみ、3倍に引き上げる。実務上は工事以外については基準額を異にする意義はほとんどないので、事務処理の簡素化のため、予算決算及び会計令第99条第3号から第7号に規定されている基準額を統一する。（第7号に合わせて、百万円の3倍の三百万円で統一） 競争性の確保について 現状では、おおむね全省庁の毎年度の調達改善計画において、少額随意契約についてはオープンカウンター方式の拡大・推進を図ることとされており、この方針に変更がない限り、一般競争方式から少額随意契約に移行したとしても、競争性が著しく低下することはない。 中小企業の受注機会の確保 一般競争からオープンカウンター方式に移行すれば、物品の製造・販売等に係る一般競争の全省庁統一資格を取得することが困難な中小企業・個人事業主にも、受注機会を拡大することが可能となる。
17	デフレを前提として昭和50年以降見直しが行われていない少額随契の上限額を当時以降の物価上昇率を勘案して見直しをお願いします。 その他長年見直しがされていない基準額も同様に見直しをお願いします。
18	資材/労務単価共に上昇しており、現在の基準額では随意契約で可能な施工数量/箇所がかなり減少してきている。そのため、中途半端な施工数量/箇所での施工終了が求められてしまう。現在の基準額をやや超えたくらいの案件を入札とするには金額が小さく、不落となる可能性が大きい。入札の基準額と随意契約の基準額の整合性が求められる。
19	請負代金500万円以下の建設業許可を必要としない工事には、地方公共団体まで統一の基準として少額随意契約を可能とするのが良い。
20	労務費・資材費高騰のため従来より上限を上げるのは可とします
21	40年間以上、基準額が変更にならなかったため、単なる物価上昇率だけで補正するのではなく、受発注者ともに厳しい人手不足状況下にあることを勘案していただきたい。国の少額随意契約の基準額の見直しは、地方公共団体の少額随意契約の基準額の見直し議論にも影響を与えるものであり、慎重に検討いただきたい。地方公共団体の工事請負契約の場合、特に発注者においては市町村職員、受注者においては「地域の守り手」たる地場の中小零細土木業者の人手不足が顕著です。少額随契の基準額変更で影響の大きいのも上述の人たちです。また、少額随意契約で発注される少額工事は、いわゆる手間のかかる雑工事的な工種も多く、労務費率が高いため、競争による原価低減の工夫の余地の低い工事がほとんどで、随意契約による場合も複数社から相見積もりを取るため、経済的妥当性も担保されていると考えます。現場の肌感覚でいえば、国や都道府県・政令市の工事の請負契約の場合、750万円、市町村では500万円ぐらいの設定だと受発注者ともに業務量の削減効果が大きいと考えます。
22	原材料費・燃料コスト・人件費等がどんどん上昇しており、さらに消費税も上がっていることから、少額随意契約の適用限度額を現行の2倍以上に引き上げる必要がある。
23	少額随意契約の基準額については昨今の物価高騰や今後の労務費単価の上昇、燃料単価の上昇などを踏まえ、国、県、政令指定都市では350万円、市町村では250万円程度まで見直すのが適当ではないでしょうか？ 建設工事等では現在の金額では出来るものが限られてきますので金額の見直しをぜひともお願いしたい。

24	<p>(3) 少額随意契約の基準額についての意見です。当社は、主に大田区発注の仕事をさせていただいています。現在上限130万円以下の工事ですと、今までに比べて出来る工事が限られてきています。見積り予算が130万円を少しオーバーする場合は実質値引きで価格を合わせる様な事も増えています(発注者からの値引き等の要望はありませんが)。仕入れ材料代、人件費共に急激に上がっています。同じ工事でも1.5倍位の費用が掛かるくらいの現状です。特に材料に関しては、2?3年前の価格の倍以上になっている製品もあります。例) TOTO T200SNR13 横水栓が旧価格¥4400が8月の値上げで¥9600になっています。現在の130万円から、200万円位になると従来と同程度の工事ができると思います。 基準額に見直しの参考になればと、意見させていただきました。</p>
25	<p>(1) 3000万円 (2) 1500万円 (3) 750万円 (4) 500万円 (5) 200万円 (6) 150万円大幅な増額となりますが、今後の物価上昇や、頻繁に見直しをするような項目ではないことを考慮しますと、十分検討の余地がある金額だと思えます。</p>
26	<p>少額随契した場合のリスト(件名、契約概要、相手方、金額)を公表しておけば、透明性は確保されるので、物価等の変動を加味して行政の事務効率化のためにも各種基準金額をあげるべきだと考えます。</p> <p>こういった見直しは、簡単に行われるものでないため、将来の物価等の変動も加味して、段階的に上げるなどの検討も必要だと考えます。</p>
27	<p>基準額の見直し理由として物価高というものがありました。1974年以降改正がないと11月15日の法制・公会計部会資料にありました。なぜこの場に及んでという疑問もありますが、政令で具体的な金額を定めているためにフレキシブルな運用ができないところもあるかと思えます。</p> <p>金額については、現行の政令中で具体的な数値を設定するのではなく、企業物価指数といった客観的な数値をもとに算定モデル式を政令で定め、具体的な金額は財務省告示で1?2年ごとに定期的に示すといったものだと時代に合った金額になるのではないのでしょうか。</p> <p>また、パブコメ対象外かと思えますが、地方自治法施行令にある金額についても自治体規模によって金額が異なりますが、国の政令が全国统一なのに、地方が自治体規模での区分けがある点も見直しが必要ではないのでしょうか。一般競争入札による競争性の担保は理解できますが、一方で、随意契約対象となる事業者の多くは中小零細企業が多いのが現状で、又、少額基準額以内に当初契約を行い、変更契約で少額基準額を超える金額をするといった行為も散見されるのでこうした行為がなくなるためにも基準額は相当額上げる必要性もあるかと思えます。</p> <p>国会答弁で随意契約縮小とありましたが、建設業といった中小零細企業が多い契約種目については、業界の環境を踏まえ、少額随意契約の対象が拡大するような制度設計だと現場が助かります。</p> <p>施行時期についても一定の準備・周知期間が必要と思えますので、経過措置など検討くださるとありがたいです。</p>
28	<p>財務省は多くの天下りポストを用意することで有名だが、天下り先の意向に左右されて本来行うべき判断が行えないのではないか。</p> <p>案の中に天下りについての記載を明記するべきだとも思う。本件とは関係ないとかいう意味のわからない見解が示されるかもしれないが、もし関係がなかったとしたら、天下りなんて存在しないはずだ。</p> <p>何より国民の税金を食い物にし、至福を肥やし、日本を腐敗させていることが許せない。国民民主党が減税政策を主張すれば、圧力をかけ阻止しようとする。選挙で選ばれた議員の政策を選挙で選ばれていない官僚が潰そうとしている。そのことを受けて、国民から財務省解体という意見が頻出している。報道から察するに財務省は中傷としか捉えていないのだろうが、財務省解体は日本に今後必要な意見だと思う。</p> <p>そもそも補助金の政策ばかりが通るのは、天下り企業による中抜き事業を行わせるため。減税であれば、天下り先にお金は流れない。つまり補助金ばかりすすめる財務省は、天下り先に資金を流すための省庁なのである。</p>
29	<ul style="list-style-type: none"> ・金額の引上げは当然である。 ・そもそも、随意契約や競争入札について、国が基準を定めるとするのは、旧態依然としている。 ・地方自治の本旨を踏まえれば、国は、参酌する基準を示して、どうするかは各地方公共団体の裁量に委ねることも検討すべきではないか。 ・今般、競争入札の不調の頻発のほか、総合落札評価方式・プロポーザル方式が比較的多く活用されるなど、法令を定めた当時とは状況は異なっている。諸般の事情を踏まえて、地方自治法においてどのように契約事務を規律すべきなのか、検討すべきではないか。

30	<p>地方公務員です。随意契約が例外的手法であることは重々承知していますが、物価高騰により、今まで随意契約であったものが随意契約できなくなり、入札とせざるを得ず、時間がかかるとともに業務上の負担が増すばかりです。また、業者も、随意契約として受注するために、かなり無理をして随意契約の基準内に収めようとしているようにも感じられ、極めて不経済です。国の少額随意契約の基準が引き上げられれば、地方自治法施行令も改正され同様に引き上げられるでしょう。財務省の英断に期待します。</p>
31	<p>契約保証金についても同様に配慮いただきたい。</p>
32	<p>天下りについて明記すべき。案に関係する団体や会社に再就職した元財務省職員の有無を記載すべき。天下りを可視化できるようにすることで公正な行政運営ができる。</p> <p>財務省は多くの天下りポストを用意することで有名だが、天下り先の意向に左右されて本来行うべき判断が行えないのではないか。</p> <p>本件とは関係ないとかいう意味のわからない見解が示されるかもしれないが、もし関係がなかったとしたら、天下りなんて存在しないはずだ。</p> <p>何より国民の税金を喰い物にし、至福を肥やし、日本を腐敗させていることが許せない。国民民主党が減税政策を主張すれば、圧力をかけ阻止しようとする。選挙で選ばれた議員の政策を選挙で選ばれていない官僚が潰そうとしている。そのことを受けて、国民から財務省解体という意見が頻出している。報道から察するに財務省は中傷としか捉えていないのだろうが、財務省解体は日本に今後必要な意見だと思う。</p> <p>そもそも補助金の政策ばかりが通るのは、天下り企業による中抜き事業を行わせるため。減税であれば、天下り先にお金は流れない。つまり補助金ばかりすすめる財務省は、天下り先に資金を流すだけの機関に成り下がっているのである。</p>
33	<p>不動産の売却や貸付は、動産と比べて高額な取引になることから、これらについては新たに別カテゴリーとして区分することが必要と考えます。</p> <p>基準金額は、一定規模の不動産を簡易かつ迅速に取引できるよう十分に引き上げる必要がありますが、都市部と非都市部で価格差が大きい不動産については基準面積とすることも考えられます。例えば、良好な宅地を念頭に随意契約は200平方メートル以下とし、先着順とすることも検討の余地があるのではないのでしょうか。マンション事業者が参入しにくい規模であれば、入札に付しても落札率はそもそも高くないと推測します。また、財務省が価格固定型売却を実施していた際の基準面積も参考になると思います。</p> <p>いずれにせよ、職員の増員が困難であることを踏まえると、公平性への配慮とともに、効率的な行政運営が求められていると思います。</p>
34	<p>少額随意契約の金額が国・県・市町村、すべての官公庁で10年以上の単位で変わっておりません。物価も賃金も上昇の昨今、少額随意契約の引き上げを強く要望します。</p>
35	<p>(1) 低入札価格調査の対象となる契約の基準額…1000万円 (2) 指名競争契約の基準額…1000万円 (3) 少額随時契約の基準額…1000万円 (4) 契約書作成を省略できる場合の基準額…1000万円 (5) 複数落札制度における入札保証金免除の基準額…1000万円 (6) 旧軍財産等を貸し付ける場合に随意契約によることが出来る基準額…1000万円</p>
36	<p>少額随意契約の基準額について、工事又は製造をさせる時現行250万円を超えないとなっていますが、昨今の人件費及び物価高騰により250万円ではすぐわないと思われます。そこで、現行の250万円を超えないから500万円を超えないに改訂して頂くようお願い致します。</p>
37	<p>少額随意契約の基準額は請負契約で250万円となっているが、印刷物件では概ね30万円以上の契約は一般競争入札となっている。</p> <p>少額随意契約の基準額を引き上げていただく事は大変良い事ではあるが、それ以前に各地方公共団体に少額随意契約の周知、徹底をお願いしたい。</p> <p>現在、地方公共団体の印刷請負契約は10万円から30万円未満が随意契約となっているがこれも電子調達となり安ければ良い状態となっている。</p> <p>地方公共団体は、少額随意契約を有効利用せず無駄に時間と手間をかけ、安価な発注を行なっている。</p> <p>地方の請負契約で大切な事は、地元の企業を使いより良いものをより安く調達することで、より安くが最初ではない。</p> <p>是非、少額随意契約を地方公共団体に周知・徹底して頂き、地元企業にしっかり利益の残る契約をして頂きたい。</p>

38	<p>少額随意契約等の基準額を引き上げることに賛成します。</p> <p>一般市の工事130万円は消費税も含み、実際にこの金額では収まらないことが多く、競争入札にしますが、特に建築工事は500万円以下の工事ではほとんどが不調となり、競争入札にするだけの設計書の作成手間まで考えると非常に事務が非効率となります。技術職員も不足するなか、少額の工事については効率化しないと立ち行きません。</p> <p>基準額は現在の2倍はあげても問題ないと考えます。</p> <p>また今後基準額を変更した際は、消費税を除く金額にしていきたいと思います。</p>
39	<p>少額随意契約制度は、契約事務の簡素化や契約目的の実現の迅速化、さらには、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に寄与しているが、1974年（昭和49年）の前の基準額引き上げ以降、企業物価指数は1.52倍に上昇しており、この間、平成元年の消費税導入と数回にわたる税率の引き上げもあり、実質的な契約金額が目減りしている状況にある。</p> <p>また、財務省の調査では、昭和48年度と令和5年度の少額随意契約の契約全体に占める割合を比較すると、件数ベース・金額ベースともに減少していることが窺える。</p> <p>国では、毎年「中小企業に関する国等の契約の基本方針について」を定め、「積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努める」ものとしているほか、「事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大」を推進することとしているものの、少額随意契約の基準額の据え置きがこうした方針の阻害要因になることが危惧される。</p> <p>このため、予算決算及び会計令第99条の改正を行い、少額随意契約の基準額を大幅に引き上げることで、中小企業・小規模事業者の受注機会を増大し、経営の安定と雇用の確保、ひいては地域経済の活性化を図る必要がある。</p>
40	<p>国交省人吉事務所より封筒1000枚(1万円位)の見積り徴収が行われました。</p> <p>当方八代なので地元の業者に随契でよいのでは</p> <p>ガソリン代も出ません</p>
41	<p>少額随意契約の基準額の見直しをお願い致します</p> <p>昨今の円安に伴う材料費値上がりは深刻で安価に仕事を請け負うためには他を削らざるを得ない状況です</p> <p>また、民間会社には下請けからの値上げは飲むようにお達しがあり、最低賃金や従業員の賃上げを推奨している以上、契約額も見直しが必要と考えます</p>
42	<p>(3)少額随意契約の基準額</p> <p>現在人件費を含む物価や消費税が制度制定当時よりもかなり上昇しているにも関わらず金額設定自体は変わっていない。</p> <p>また制度があるにも関わらず有名無実化しており機能していない。そのため入札制度自体の金額が適切な金額で設定されていない。</p> <p>お手盛りではいけないが、適切な利潤を確保できない金額での発注になると企業努力で賄えない部分を法令違反でカバーする事業者が出てくる。その結果正しい経営を行っている企業が市場から排出され、正しくない企業が生き残るといった結果になってしまう。</p> <p>そのためにも少額随契をきちんと運用し、かつ適正な利潤を確保できる金額にすることで正しいことをしている企業が報われ、社員に還元されるような流れにしなければならない。</p> <p>そのような観点から少額随意契約の基準額を大幅に上げることを実現させてほしい。</p>
43	<p>予決令第99条の金額については、即刻、上限額を引き上げるべきである。「少額随意契約の基準額等について（以下、「資料」）」の3、4ページの内容が示すように、物価の上昇が相応にあるにも関わらず前回の改正（1974年）から現在までの約50年間、全く見直しがなされていないのは「単なる行政、官僚の怠慢」と言わざるを得ない。50年間の怠慢を即刻是正すべきである。また、資料6ページに「少額随契」の件数が記載されているが、件数ベースでは「76%」も占めているが、これらの多くが物価上昇に追い付いていないことによって、「随契できない（不落）」が続き、一般競争入札に切り替えるために担当者がどれだけ疲弊しているのかを役人のあなた方には想像もつかない、分からないのであろう。「労働人口の減少」により、今後は「如何に効率的に仕事を進めるか」が重要な課題になっている状況において、50年間も低額随契の上限金額を見直すことなく、放置し続けている財務省の役人の責任は重大である。特に工事、製造関係の物価上昇は異常であり、工事、製造関係だけの物価上昇を見た場合、他の契約対象とは比にならないはずである。「意見募集要項」には「契約における競争性、透明性の確保の観点から慎重に対応すべき意見がある」との記載があるが、それは現場の苦労を全く理解していない役人の考え方であり話にならない。パブリックコメントを募集している暇があれば、1秒でも早く上限金額の見直しを進めるべきである。50年間の怠慢を恥じ、直ぐに行動に移すべきである。</p>

44	<p>現状の指名競争150万円以下、随意契約250万円以下の規定は実情と大きく乖離していると思われます。</p> <p>市町村では3000万円の予定価格でも指名競争入札であったり、県でも、継続工事の残工事分を1000万円です随意契約しているのが実情です。</p> <p>業者側からの意見としては、金額の規定を引き上げる検討も必要だと思いますが、業者数や就労人口等を考慮していただき合わせて将来へ向けた検討をお願いしたいです。よろしくお願いします。</p>
45	<p>予算決算及び会計令第99条第2号では、契約を締結する場合は原則「（一般）競争入札」に付きなければならないが、250万円を超えない工事又は製造に付いては、「随意契約」によることができるとされています。</p> <p>今回のパブリックコメントはこの250万円を引き上げるべきか否かということのようです。</p> <p>我々のような地方の中小印刷業界に於いて、契約金額が250万円を超える案件は、地方自治体の「広報誌」などごく一部です。90%以上のものが10万円？250万円の範囲の案件で、これらの案件を巡って地方の印刷業界は過当競争を繰り返しています（「随意契約」という名称ですが、「電子入札」制度により「競争見積り」を強いられています）。私の会社の所在地である埼玉県の場合、財務規則で10万円以上の案件は、「電子入札」に掛けることになっています。</p> <p>そこで我々が提唱したいことですが、エネルギー及び原材料価格の上昇によって製造原価が50%？100%上昇しているにも関わらず、売価の方は「電子入札」により過当競争を繰り返しているため、製造原価の上昇のせいぜい半分程度しか上げることができません。この過当競争を正常な競争に戻すため、「競争見積り」の対象を「10万円以上」から「50万円以上」に引き上げて欲しいということです。</p> <p>勿論「随意契約」の上限である250万円を上げていただくことはうれしいことですが、業界の大半を占める中小印刷企業においては、大半の案件が10万円？250万円の範囲の案件です。従って、この範囲の過当競争を解消していかないと経営は困難を極めます。</p> <p>私の周辺でもM&Aなどで会社の経営母体が代わり、従業員の減少を余儀なくされた会社がいくつかあります。</p> <p>繰り返しますが、「競争見積り」の下限（埼玉県では10万円）を引き上げるにより、中小企業の育成を図ることをご検討いただければ幸甚に存じます。</p>
46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材価格やリース料、人件費が上昇しているにもかかわらず、長期にわたり随契基準額が見直されていない。入札に係る事務手続きや労働時間の軽減を図るためにも 限度額の引き上げは、働き方改革という時代の流れに沿うものとする。 ・ 最近では特に気候変動により、災害が多発しており、迅速な復旧工事を行うためにも、随契限度額の引き上げは、地域の願いであり、時代の要請でもあると考える。 ・ 随契であっても、複数業者から見積もりを徴しており、競争性、透明性は十分担保されるものとする。
47	<p>随意契約は、市町村では、330万円(消費税共)現在ではぐらいが妥当だと思う。</p> <p>尚最低制限価格もお願いしたい。</p> <p>尚都道府県では550万円(消費税共)</p>
48	<p>1974年（昭和49年）から現在2024年（令和6年）の間、少額随意契約の金額の上限が変わっていないのは、この間の最低賃金の上昇から見ても妥当性が見当たりません。1977年（昭和52年）の岡山県の最低賃金が277円で、1974年（昭和49年）の最低賃金を220円と仮定した場合、2024年（令和6年）の最低賃金が982円であり、当時からは4.46倍になります。少額随意契約金額も時代に似合った変更の検討をお願いしたい。</p>

49	<p>市区町村職員です。見積合わせ・入札となる案件が多く、事務が煩雑です。 公平性の観点から一者に偏らないようにしますので是非基準額引き上げをお願い申し上げます。</p>
50	<p>現在の少額随意契約の上限金額は、過去40年以上にわたり変更されておらず、経済環境の変化を反映していない状態です。この間、建設資材費、人件費が大幅に上昇しており、建設業界全体のコスト増加が顕著になっています。その結果、現行の上限金額では発注業務や受注機会において多くの制約が生じている状況です。</p> <p>また、地方自治体においては、現行の上限金額では、一般競争入札や指名競争入札が必要となる案件が多くなり、これに伴う発注者側の事務負担が増加しています。随意契約の対象範囲を拡大することで、発注業務の効率化を図ることができ、限られた人員で多くの案件を迅速に処理することが可能となります。</p> <p>そこで、現行の少額随意契約の上限金額を、物価上昇率および建設業界のコスト増加に基づき、再設定し、引き上げることを検討していただきたいと思います。具体的な金額については、500万円？1,000万円程度が妥当と考えます。また、定期的な見直しの制度化も検討すべきです。経済情勢や業界の現状に応じて、少額随意契約の上限金額を見直す仕組みを導入し、時代に即した基準を維持する必要があります。</p>
51	<p>少額随意契約の基準額は消費税込みとなっているため、消費税導入前から導入後3%？現行の10%に税率がアップしているため基準額をクリアするために導入後は実質値引きをせざるを得ない状況になっている</p> <p>また、官は人事院の勧告等で人件費は定期的に改定をされているが他方、官公庁を主に取引をしている企業は原材料費や人件費増の上昇分が基準額の“壁”の前では十分な価格転嫁が出来ていない状況にあり、官による民への買い叩きの状況となっている</p> <p>今後の基準額については、中小企業庁等から公表されている“労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料”等を参考に定期的な見直しを図られることが望ましいと考えている</p>
52	<p>40年間以上、基準額が変更にならなかったため、単なる物価上昇率だけで補正するのではなく、受発注者ともに厳しい人手不足状況下にあることを勘案していただきたい。</p> <p>国の少額随意契約の基準額の見直しは、地方公共団体の少額随意契約の基準額の見直し議論にも影響を与えるものであり、慎重に検討いただきたい。地方公共団体の工事請負契約の場合、特に発注者においては市町村職員、受注者においては「地域の守り手」たる地場の中小零細土木業者の人手不足が顕著です。少額随契の基準額変更で影響の大きいのも上述の人たちです。</p> <p>また、少額随意契約で発注される少額工事は、いわゆる手間のかかる雑工事的な工種も多く、労務費率が高いため、競争による原価低減の工夫の余地の低い工事がほとんどで、随意契約による場合も複数社から相見積もりを取るため、経済的妥当性も担保されていると考えます。</p> <p>現在の肌間隔でいえば、国や都道府県・政令市の工事の請負契約の場合、750万円、市町村では500万円ぐらいの設定だと受発注者ともに業務量の削減効果が大きいと考えます。</p>
53	<p>奈良県会計局総務課に勤務している職員でございます。少額随意契約の基準額の見直しについて意見がございます。奈良県の少額随意契約の基準額についても、予決令の金額を準用しております。そのため予決令の少額随意契約の基準額が改正されましたら予決令を準用している奈良県の少額随意契約の基準額も改正になるというところを前提で意見提出させていただきます。</p> <p>昨今、地方自治体でも人手不足が深刻化しており多種多様なアウトソーシングを一般競争入札等で発注し受注者へ委託等を行い日々地方自治体の運営をしております。物品等においても同様に費用対効果を考慮し賃貸借を実施したり受注者から購入等しております。また地方自治体内部職員の意見だけではなく外部の専門性が高い受注者のアイデアや意見を取り入れ柔軟性もち時代と共に変化していくことが地方自治体に求められています。このような時代背景を踏まえると物価上昇が反映されていない少額随意契約の基準額では以下の課題1～4 ございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、少額随意契約より手続きに労力を要する一般競争入札の件数が増加し発注事務で職員が疲弊する 2、一般競争入札の件数が多いと発注事務をこなすことが日々の主要な事務になる。発注後に行う業務委託、工事の進捗管理及び監督に労力を投資できない。 3、受注者も入札参加事務の手間が増え非効率 4、一般競争入札で発注することになれば公告期間が必要になり納期限、業務期間が短くなり受注者に皺寄せがいく。また請負契約であれば適正な履行の確保（質の担保、下請けへの皺寄せ、労働条件の悪化等）へ影響がある。 <p>上記課題1～4を解決するためにも物価上昇を反映した少額随意契約の基準額見直しに是非着手していただきたいです。地方自治体における職員の業務の効率化、能率化に寄与し、地方自治体職員の働き方改善に一助する側面もございます。</p>
54	<p>現在の物価高の状況下、競争性、透明性に配慮しても、基準額を150万円に引き上げるのが妥当だと思います。</p>

55	<p>(1) 建設資材・労務費の高騰により基準額にも見直しが必要 現状 低入での落札では監理技術者・現場代理人の2名を専任で配置前払金は20%以内担い手不足もあり上記は廃止してほしい 筑波大学の建築一式工事の入札ではダンピングが横行し落札率が60%から70%の案件もあり適正価格で応札している業者が数年間落札できない状況価格入札の調査は全て特別重点調査にすべき今の調査は緩すぎる 提案 低価格入札調査制度を廃止し、失格基準価格を設定適正な価格の確保失格基準価格を設けることで、極端に低い価格での入札を排除し、適正な価格の入札が行われるようになります品質と安全の向上適正な価格での入札が増えることで、工事の品質や安全性が向上し、劣悪な条件での工事が減少す可能性があります労働条件の改善適正な賃金が確保されることで、労働者の労働条件が改善され、人材の確保や定着が促進されます</p> <p>(2) 指名競争の基準額 土木一式工事は請負総額4,500万未満建築一式工事は請負総額7,000万未満監理技術者の専任が不要な範囲が妥当つくば市では指名競争入札は悪という認識がいまだに続いており一般競争入札が増えてしまい職員の負担増になっている地方自治体の指名競争復活も大切 特に設計やコンサルの入札など</p> <p>(3) 少額随意契約の基準額 現状 つくば市では130万円未満 その他国の管轄では250万円未満 提案 コリンズ登録の不要な500万未満に変更することが妥当 130万?250万では何の工事でもできません</p> <p>(4) 契約書を省略できる場合の基準額 100万円未満 印紙が必要の無い範囲</p> <p>(5) 入札保証金免除の基準額 コリンズ登録の不要な500万未満に変更することが妥当</p> <p>(6) 旧軍財産等を貸し付ける場合に随意契約に寄る事ができる基準額 近隣の評価額に応じた額に変更建設業は働き方改革の意識が高まっているのに発注者と設計事務所・コンサルにその意識が無い高エネルギー加速器研究機構は平気で時間外労働の要請をしてくる法律施工前の感覚が抜けていない元請・下請け全てに時間外労働の上限規制が課され工期の延長はやむを得ない地方の中小建設業はコンプライアンスを遵守しながら会社を存続させるのに必死です まともな建設会社が少しでも多くなるように業界と業界と国のシステムを変えていかないといけない</p>
56	<p>現在の入札制度は価格のたたき合いを誘導する仕組みとなっており、官公需でこの物価高や賃金上昇に対応するための原資を確保することは非常に困難な状況に陥っている。具体的には、予算決算及び会計令第99条並びに地方自治法施行令第167条の2第1項の速やかな改正を促し、例えば、工事や製造の適用限度額を現行の250万円から500万円に引き上げていただきたい。</p>
57	<p>少額随意契約の基準額については、発注案件の小ロット化もあり、近年の連続的な資材・動燃量コスト・人件費等の上昇を踏まえ、直ちに転嫁、見直すべきと考えます。</p>

58	<p>少額随契の基準額について</p> <p>40年間以上、基準額が変更にならなかったため、単なる物価上昇率だけで補正するのではなく、受発注者ともに厳しい人手不足状況下にあることを勘案していただきたい。</p> <p>国の少額随意契約の基準額の見直しは、地方公共団体の少額随意契約の基準額の見直し議論にも影響を与えるものであり、慎重に検討いただきたい。</p> <p>地方公共団体の工事請負契約の場合、特に発注者においては市町村職員、受注者においては「地域の守り手」たる地場の中小零細土木業者の人手不足が顕著です。少額随契の基準額変更で影響の大きいのも上述の人たちです。</p> <p>また、少額随意契約で発注される少額工事は、いわゆる手間のかかる雑工事的な工種も多く、労務費率が高いため、競争による原価低減の工夫の余地の低い工事がほとんどで、随意契約による場合も複数社から相見積もりを取るため、経済的妥当性も担保されていると考えます。</p> <p>現場の肌感覚でいえば、国や都道府県・政令市の工事の請負契約の場合、750万円、市町村では500万円ぐらいの設定だと受発注者ともに業務量の削減効果が大きいと考えます。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
59	<p>少額随意契約金額については、物価および人件費等の上昇により、随意契約金額が固定されておれば、発注する案件内容の量が縮小していくことになる。</p> <p>従いまして、物価及び人件費等の上昇に伴い随意契約金額を上げて頂きたい。</p> <p>但し、契約先が固定することにもなりかねず、3年に一度は入札によることの良いのではないのでしょうか。</p>
60	<p>少額随意契約は契約の現状や消費税率の引き上げ、物価上昇等の社会経済情勢を反映していないため、適切な水準まで引き上げるべきである。</p> <p>特に、工事又は製造の請負額上限は昭和50年度時点の上限額が250万円であり、建設工事費デフレーター（国土交通省）により現在の価値に換算すると、およそ588万円になる（建設総合：52.4（1975年度）→123.3（2023年度（暫定）））。</p> <p>また、「変動率及び平均価格の時系列推移表（令和6年地価公示）」（昭和50年度の上限額が50万円）（国土交通省）に基づき、不動産の売払い（昭和50年度の上限額が50万円）及び貸付の上限額を現在の価値に換算すると、売払いがおよそ183万円、貸付がおよそ110万円になる（全国・全用途：70,000（昭和50年度）→256,300（令和6年度））。取得や借受も同様である。</p> <p>更に課税契約の場合は、これに消費税（昭和50年当時は存在しなかった）10%が加えられることから、工事又は製造の換算上限額は、実際にはおよそ647万円であると言える。不動産の売買や貸借も同様である。</p> <p>今回のパブリックコメントの対象である予算決算会計令第99条は、地方自治法施行令第167条の2第1項の母法でもあり、その引き上げは地方自治法改正論議への影響という形で地方自治体の契約事務にも影響を与えるものであることから、上記の換算額を上回る水準への少額随意契約上限額の引き上げを行うことを求めたい。</p> <p>なお、このパブリックコメントの結果、及び、これを受けた予算決算会計令改正の検討内容については、地方自治法を所管する総務省の然るべき部局に対し情報提供を行うことを、併せて望むものである。</p>

61	<p>基準額が昭和50年から変更されていないということに驚きを隠せないです。</p> <p>昭和50年には消費税というものはなかったもので、それだけでも実質は10%分は契約で得られる内容が減少しているということです。</p> <p>また、昭和50年と現在での日本を比べると、実質的な意味における物価の上昇、賃金の上昇は相当に上がっています。それに加えて、物品役務工事のすべてにたずさわる人間にかかる税金や保障などの費用も上がっています。</p> <p>さらには契約を担当する公務員（やこの基準額を守って仕事をされている方々）は減っていて、内容は目減りしているのに入札にかけなければならない業務負担は大きいと思います。また、伝え聞いたところによると、入札を実施しても、応札する側の業者さんが人員の確保などで疲弊しており、そもそも落札できるか分からない入札に参加しない、結果として応札がないか1社のみ、という事例が頻発しているとのこと。入札をすれば沢山の業者さんが参加し、競争が働き、結果として税金が有効に使われるという想定自体が、特に金額が小さい入札では通じないのが現状ではないでしょうか。</p> <p>この基準が作成された当時の考えは分かりませんが、モノを購入する価値、何か作業をしてもらう価値、工事をしてもらう価値、これらの基準額に差があることも妥当性があるとは思えません。</p> <p>結論として、基準額は大幅（例えば倍額）に上げるべきと考えます。少し上げるだけでお茶を濁すことはすべきではないですし、億単位を随意契約可能にしろと言っているわけでもないです。加えて、物品役務工事などの間の基準額の差も不要と考えます。分かりにくいだけです。</p>
62	<p>低入札価格調査の対象となる契約の基準額等全ての基準額は、消費税がなかった時代に決められているものなので、少なくとも、全て税込ではなく、税抜の基準額に修正すべきだと思う。また、現在物価が上昇しているため、基準額自体も政府調達と同様に何年かに一度見直す等すべきだと思う。</p>
63	<p>近年の物価上昇や建設業の人手不足等を踏まえて、基準額の見直しを実施して欲しいです。</p>
64	<p>現在の入札制度は価格のたたき合いを誘導する仕組みとなっており、官公需でこの物価高や賃金上昇に対応するための原資を確保することは非常に困難な状況に陥っている。具体的には、予算決算及び会計令第99条並びに地方自治法施行令第167条の2第1項の速やかな改正を促し、例えば、工事や製造の適用限度額を現行の250万円から500万円に引き上げていただきたい。</p>
65	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたり随意契約基準額が見直されず、その間、資機材価格や労務費は上昇しています。また、入札に係る事務手続きの簡略化や経費負担の軽減を図るためにも限度額の引上げが必要と考えています。 ・基準額の引上げにあたっては、単なる物価上昇率だけでなく、発注者側も受注者側も人手不足が進む中で事務の簡素化・合理化は必須であり、こうした環境の変化も織り込んだ引上げをお願いします。 ・契約における競争性、透明性の確保の観点から、随意契約の基準額の引上げについて慎重に対応すべきとの意見もあるようですが、随意契約であっても複数業者から見積を徴して発注先を決めており、競争性、透明性は十分に担保されていると考えています。 ・国の少額随意契約の基準額の見直しは、地方公共団体の少額随意契約の基準額の見直し議論にも影響を与えるものであり、地域建設業の持続的な発展のために欠かせません。ぜひとも前向きな検討をお願いします。
66	<p>少額随意契約の基準額の引き上げについては賛成です。国における政策実行の効率化・質の向上という観点から、基準額引き上げに伴う政策実行までの期間の短縮、事務手続きの短縮が図られることで、より多くの必要な政策の実行と、有限である国家公務員皆さんのリソースの有効活用が図られるものと思っています。</p> <p>引き上げ幅については円滑な業務遂行を見越すのであれば、物品のWTO対象案件より低い、1500万円未満を少額随意契約の対象としていただくのが、理由等も明確で分かりやすいのではないかと考えています。これ以上の金額での少額随意契約を認めてしまうと、他国の事業者と少額随意契約を可能とする必要が出てくるなど、現場担当者の更なる負担増につながると考えています。</p> <p>契約における競争性・透明性の担保という観点では、契約情報について金額や事業者名をしっかりとオープンにし、事後のレビューでも不透明・過剰な資金の流出がなかったかという点を精査していければ、問題がないかと思います。</p> <p>まずは必要と思われる政策を、世の中の変化に負けない速度で実行していくための制度としつつ、無駄や不透明な契約がないかについては広く国民の目やレビューを等して是正をしていく体制の導入をお願いいたします。</p> <p><まとめ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額随意契約の基準額の引き上げについて賛成 ・基準額の引き上げ幅は1500万円未満とするのが良い ・透明性の確保のため、契約事業者の公表と事後のレビューを行う

67	<p>40年間以上、基準額が変更にならなかったため、単なる物価上昇率だけで補正するのではなく、受発注者ともに厳しい人手不足状況下にあることをおを勘案していただきたい。国の少額随意契約の基準額の見直しは、地方公共団体の少額随意契約の基準額の見直し議論にも影響を与えるものであり、慎重に検討していただきたい。</p> <p>少額随意契約で発注される少額工事は、いわゆる手間のかかる雑工事的な工種も多く、労務費率が高いため、競争による原価低減の工夫の余地の低い工事がほとんどで、随意契約による場合も複数社から相見積もりを取るため、経済的妥当性も担保されていると考えます。現場の肌感覚でいえば、国や都道府県・政令市の工事の請負契約の場合、1000万円、市町村では750万円ぐらいの設定だと受発注者ともに業務量の削減効果が大きいと考えます。</p>
68	<p>随意契約における基準価格を引き上げていただきたいです。</p> <p>地方自治体からお願いされ、以前携わった工事に関連することから新たに調査をしたり、また下打ち合わせをして修繕内容を提案するなどの業務が多数ありますが、基準額を超えると随契してもらえず、それまで行った苦労が報われません。さりとて依頼を断れば関係も悪化するので断ることもできません。</p> <p>人件費、材料費、燃料費。10年前と比較しても全ての面でコストが上がっていることを考慮いただき、随意契約の基準価格を1000万円程度に引き上げていただきたいです。</p>
69	<p>現場での実際の感覚として、国や都道府県・政令市の工事の請負契約においては750万円、市町村においては500万円程度の設定が適切であると考えます。これにより、受発注者双方の業務量を大幅に削減する効果が期待されます。つきましては、貴機関におかれましても、このような設定基準の導入についてご検討いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
70	<p>40年以上随意契約の基準額が見直されず、その間も資機材価格や労務費は上昇しています。また、事務手続きの簡略化や経費負担の軽減を図るためにも限度額の引き上げが必要です。</p> <p>少額随意契約で発注されるこうじは、雑工事的な工種も多く労務費率が高いため競争による原価低減の難しい工事がほとんどで、随意契約による場合も複数社から相見積もりを取るため経済的妥当性も担保されていると考えます。</p> <p>現場の受注感覚でいえば、国や都道府県・政令市の工事請負契約の場合750万円、市町村では、500万円ほどの設定で受発注者ともに業務量の削減効果が大きいと考えます。</p>
71	<p>地方公共団体の工事請負契約の場合、発注者においては市町村職員、受注者においては「地域の守り手」たる地場の中小零細土木業者の人手不足が顕著です。少額随契の基準額変更で影響の大きいのも中小企業の人達です。</p> <p>契約における競争性・透明性の確保の観点から、随意契約の基準額引き上げについても様々な意見があるようですが、随意契約であっても複数業者から相見積もりをして発注先を決めているため競争性・透明性は十分に担保されていると考えています。</p>
72	<p>国民の税金を原資とする国の支出契約においては、発注者側が任意に業者を選定できることは公平性の原則に反すること、また、できるだけ経済的な予算執行に努めるべきであるという経済性の原則等により、競争入札を原則としていると理解している。</p> <p>しかし、競争入札は、その手続きが厳格に決まっており、発注者及び応札者側双方はそれなりの事務コスト（手続きに係る時間も含めて）を負担している。国の予算規模や入札の事務コストを考えれば、現行の少額随契の基準額は低すぎると言わざるを得ない（例えば、国立大学法人東京大学は、少額随契の基準額は1000万円と規定している。）。</p> <p>競争入札によらない随意契約の手法であっても、いわゆる公募型見積合わせの方法等により、発注者が任意に業者を選定できない方法を義務化すれば、競争入札とほぼ同等の公平性や経済性を担保できるはずである。</p> <p>そのような随意契約の手法の導入を前提としたうえで、あるべき具体的な基準額を考えると、政府調達協定との関係から、政府調達協定適用基準額と同額に設定することが妥当であると考えます。</p> <p>国の少額随契の基準額の引き上げは、国のみならず、関連する独立行政法人等にも大きく影響することから、単なる基準額の検討だけにとどまらず、契約事務や入札のありかたそのものを含めて、前向きにご検討いただきたい。</p>

73	<p>少額随意契約の基準額は、物価が長らく安定的に推移していたので引き上げる状況になかったため、昭和50年以降、50年間にわたり改正されていないというが、まさに現状は少額随意契約の基準金額の引き上げが発注者である行政、受注者である事業者、とくに小規模事業者にとって、物価上昇による資材高騰と人件費の上昇への対応、人手不足対策としての業務効率化につながるものであり、引き上げるべきである。</p> <p>引き上げ幅については、現在の基準額の2～3倍とすべきである。</p> <p>第2号 工事又は製造 750万円に、 第3号 財産の買入れ 450万円に、 第4号 物件の借入れ 200万円に、 第5号 財産の売払い 100万円に、 第6号 物件の貸付け 60万円に、 第7号 その他の契約 300万円に引き上げるべき。</p>
74	<p>今回の少額随意契約の基準額について、コロナ禍以降のあらゆる物価の高騰により、前回1974年改定時の日銀提供企業物価指数と現在の企業物価指数を比較してみた場合約1.5倍となっている。消費者物価指数においては2倍以上となっているようである。</p> <p>このことから印刷物の作成（製造の請負）において1974年当時と同じサービスを提供するためには、1.5倍のエネルギーが必要となる事が明らかである。</p> <p>については同じサービスを得るために基準額（現行100万円）を1.5倍（150万円）にすることが適当であると思われる。</p> <p>少額随意契約においても基本的に2社以上から見積の提出を受けることが求められているので契約における競争性や透明性は保たれると考えられる。</p>
75	<p>お世話になります。</p> <p>今回の意見募集につきましては、特段のご意見はございません。</p>
76	<ul style="list-style-type: none"> ・地元地域の情報に精通した多数の業者から見積もりを募ることができる。 ・地域の業者を指名業者として選定できる。 ・透明性と競争性が高まる。 ・近年の物価変動などに対応力があがり多様なサービスを行える。 ・入札事務の負担軽減と適正な契約が可能になる。 ・約についての契約事務が簡素化、事務手続がスムーズになる。 ・手続きが簡素化・明確化になりルールが地域間で共有しやすくなる。 ・上限金額は5,000,000円(税抜き) ・電子申請など手続きを共通化し取引の明確性と確認をチェックしやすくする。

77	<p>(1) 低入札価格調査の対象となる契約の基準額 特に意見はありません</p> <p>(2) 指名競争契約の基準額 第94条の6 予定価格が200万円を超えないもの ※燃料の高騰や人件費、産業廃棄物の処分価格の高騰を 考えて、500万円迄上げて欲しいです</p> <p>(3) 少額随意契約の基準額 第99条の7 予定価格が100万円を超えないもの ※燃料の高騰や人件費、産業廃棄物の処分価格の高騰を 考えて、500万円迄上げて欲しいです</p> <p>(4) 契約書作成を省略できる場合の基準額 特に意見はありません</p> <p>(5) 複数落札制度における入札保証金免除の基準額 特に意見はありません</p> <p>(6) 旧軍財産を貸し付ける場合に随意契約ができる基準額 特に意見はありません</p>
78	<p>コロナ禍の、デフレからインフレへのトレンドが変わっている中での人件費・資材高騰により、少額工事では地域のニーズに応えられないのが現状です。よって金額の見直しを考えていただきたい。</p> <p>約50年もの間基準額が変更になっておらず、その間に建設業を取り巻く状況は大きく変わっており、単なる物価上昇率だけを補正するのではなく、受発注者ともに厳しい人手不足状況下にあることを勘案していただきたい。</p> <p>競争性の観点からも、随意契約による場合においても複数社から相見積もりをとるため、経済的妥当性も担保されていると考えます。</p> <p>「地域の守り手」である中小零細業者が引き続き地域の安心安全を守っていけるよう、基準額を国や都道府県・政令指定都市で750万円、市町村で500万円程度に引き上げていただきたい。</p>
79	<p>学校給食の配送を市から引き受けている組合です。ガソリン代の高騰が続いており、契約金額の中から利益を生み出すことが難しくなっています。随意契約の基準額を物価の上昇等と連動させていくことはできないのでしょうか。トラックの人手不足も深刻です。随意契約の基準額の見直しを切にお願いいたします。</p>

80	<p>(3) 予令第99条：少額随意契約の基準額について 予算決算及び会計令により、少額の契約案件は、発注者にとって事務の簡素化・効率化が図られることから随意契約制度が活用できることとなっている。</p> <p>これらの法令に求められている随意契約制度は、災害時も含めた地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、迅速な官公需発注は、即効性のある地域の雇用や地域経済の活性化と地元中小企業の育成につながることから、より積極的な活用が必要である。</p> <p>最低賃金も含めた物価上昇と官公需は経済活性化の一要素となるという観点からも、本制度における基準額については以下の通り現行の2倍以上引き上げるよう法制度の見直しを図るべきである。</p> <p>第2号 工事又は製造 250万円から500万円 第3号 財産の買入れ 160万円から320万円 第4号 物件の借入れ 80万円から160万円 第5号 財産の売払い 50万円から100万円 第6号 物件の貸付け 30万円から60万円 第7号 その他の契約 100万円から200万円</p> <p>また、前回の改定時から企業物価指数は、1.52倍の水準であること及び今後も物価上昇が見込まれることから最低でも1.6倍以上の引き上げが必要である。</p>
81	<p>当方は官公需適格組合証明を受けている組合です。官公需適格組合証明を受けているということは、財務基盤や運営体制が中央会や経済産業局の確認を経たうえで担保されているということです。共同受注を通して組合員が仕事を確保し、地域に仕事を生み出すためにも、随意契約の基準額の引き上げをお願いしたいと思います。人件費や資材費等の高騰もあり、現行と同じ基準額の水準では、地域経済を回していけないのが現状です。物価高騰に見合った基準額の引き上げをお願いいたします。</p>
82	<p>私は、建設業に携わっている者です。</p> <p>少しでも早く対応してほしい地元住民の方からの要望でかつ小規模だが重要性が高いものは、少額随意契約での工事対応をさせていただいている1社です。</p> <p>昨今の世界情勢、円安、人手不足などからあらゆるものの価格上昇が継続しておりますが、建設資材なども例外ではありません。</p> <p>そのため、少額随意契約で比較的短期で対応できる案件が、昨今はニーズの一部のみの対応内容になっている感が見受けられます。</p> <p>その理由は、上限価格であることも聞いております。</p> <p>以上のようなことから、少額随意契約の上限価格の見直しを検討いただけたらと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
83	<p>少額随意契約制度は、災害時はもとより緊急性のあるライフラインの工事等の発注に対して有効な制度であるが、近年の材料費や人件費の高騰により現在の法で規定されている金額では対応できる範囲が限られている。このことから今回、基準額を増額改定することは迅速な発注対応と早期の工事着手に非常に有効である。</p>

84	<p>約50年近く基準額が据え置かれていることは現在の経済状況を考慮すると実態に合っておらず、特に近年の物価上昇や人件費の上昇を考慮すると、基準額の見直しは妥当な検討事項と考えます。</p> <p>1、見直しにあたっての重要な観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価上昇率との整合性 ・行政手続きの効率化 ・中小企業への影響 ・公正な競争環境の維持 ・財政の健全性 <p>2、各基準額における検討ポイント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額随意契約の基準額（予決第99条）については、現在の物価水準に応じた適切な金額設定が必要です。 ・契約書作成省略の基準額（第100条の2）は、行政効率化の観点から重要ですが、リスク管理との適切なバランスが必要です。 ・低入札価格調査の基準額（第84条）は、ダンピング防止の観点から慎重な検討が必要です。 <p>3、留意すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準額の引き上げは、競争性・透明性の低下につながる可能性があるため、適切なバランスが必要であること。 ・基準額の改定後も定期的な見直しの仕組みを確立すること。 ・電子調達の普及等、契約事務の効率化に向けた取り組みと併せて検討すること。 <p>この見直しは、行政の効率性向上と公正性確保の両立を図る重要な機会となると考えます。 以上、ご査収の程、よろしくお願いいたします。</p>
85	<p>（3） 予決令第99条：少額随意契約の基準額について</p> <p>現在の世論では、「随意契約」はネガティブワードとなっている。しかし、「地元中小企業の育成」が政策のテーマの一つである発注側も、合理性や効率性、また、S R（社会的責任）調達の観点からみても一般競争入札より「随意契約」の方が優位であるという視点があるのではないか。</p> <p>先ずは、国が率先して「随意契約」＝「不正」というイメージの払拭に取り組み、「随意契約」もあくまでも発注の一つの手段であり、緊急を要する案件や専門性の高い業務などの場面では、一般競争入札になんら劣るものではないという認識の醸成に取り組む必要がある。</p> <p>それと並行して、少額随意契約の基準額を引き上げていく必要がある。</p> <p>予算決算及び会計令 第99条は、昭和50年以降、約半世紀にわたり改正されておらず、その基準額が物価の変動等との乖離を生じているのは明らかであり、さらに、その間、消費税が導入され、実質の基準額が下がっているにも関わらず、改正されてこなかった。これほどの長きにわたり上限額が改正されてこなかった理由の一端には、前述した「随意契約」＝「不正」というイメージがあり、国民からの批判を受けないがために中小企業等からの改正の要望を封殺してきたのではないかと推察される。</p> <p>その結果、地域経済の担い手として、雇用創出や地域内消費に貢献している中小企業の参入を阻害しており、地域経済の活性化を妨げている。</p> <p>しかしながら、近年、エネルギーや原材料、人件費等の高騰に伴い製品価格が軒並み上昇しており、値上げが常態化しているとも考えられ、国民の値上げに対する忌避感はずいぶん薄れてきている（ある意味諦めかも知れない）と考えており、現在は、価格改定にとっては大きな追い風が吹いている。</p> <p>この機会に当該条文の基準額を物価の変動等に照らし合わせ、全ての基準額を2倍程度に改正するとともに、今後は物価上昇と連動した基準額となるよう要望する。</p>

86	<p>(3) 予決令第99条：少額随意契約の基準額について 予算決算及び会計令により、少額の契約案件は、発注者にとって事務の簡素化・効率化が図られることから随意契約制度が活用できることとなっている。</p> <p>これらの法令に求められている随意契約制度は、災害時も含めた地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、迅速な官公需発注は、即効性のある地域の雇用や地域経済の活性化と地元中小企業の育成につながることから、より積極的な活用が必要である。</p> <p>最低賃金も含めた物価上昇と官公需は経済活性化の一要素となるという観点からも、本制度における基準額については以下の通り現行の2倍以上引き上げるよう法制度の見直しを図るべきである。</p> <p>第2号 工事又は製造 250万円から500万円 第3号 財産の買入れ 160万円から320万円 第4号 物件の借入れ 80万円から160万円 第5号 財産の売払い 50万円から100万円 第6号 物件の貸付け 30万円から60万円 第7号 その他の契約 100万円から200万円</p>
87	<p>受注者にとっては昨今の物価高騰や人件費の上昇による工事金額の上昇、発注者にとっては事務の簡素化、発注できる軽微な工事も増え双方においてメリットがあるので引き上げは賛成です。</p>
88	<p>【意見】 経営コスト上昇の観点や、スタートアップ企業育成での地域経済活性化の観点から、現状の適用限度額を大幅に（現行の2倍以上）引き上げるべく法制度の見直しを要望します。</p> <p>【背景・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に関わるコスト高止まりは収益悪化に直結し、深刻な状況が続いています。特に、工事関係では、資材価格の高騰かつ人件費増の中で、現状の少額随意契約適用限度額の上限は変わらないことから、採算を更に悪化させながら受注を行う事態にも繋がっています。 ・本来、少額随意契約制度の目的は、発注者の事務の簡素化・効率化を図れることや、地域の迅速なライフラインの保全等の効果（災害時等）、即効性のある地域の雇用や地域経済の活性化を目的とされており、その制度の積極的な活用は日本経済の発展に十分資するものと考えられます。業務多様化に伴う公務員への負担増加の一方で人材不足は深刻な問題であり、適用限度額引き上げは、行政効率化・公務員の負担軽減に繋がるものであります。ライフラインの保全の面では、能登半島地震の際には、水道管や道路の復旧では、地元中小企業者が大きな役割を果たしており、少額随意契約を活用しながら平時から地元企業を健全に守っていくことは地域のインフラを守ることと同義と言えます。そして、地域経済の活性化の観点では、現在、地方では様々な社会課題解決型のスタートアップ企業やローカルゼブラ企業が生まれている一方で、その立ち上げ期には、十分な資金力が無く安定した受注が確保出来ずに事業ストップしてしまう企業も少なくありません。今後将来、地方自治体機能の一部をこのようなスタートアップ企業等が担うような官民連携の形がますます求められていく中で、そのような企業が順調に育成されていくための呼び水や実績・経験作りの一環として、少額随意契約は大きな可能性を持っています。石破総理も地方創生2.0を掲げ、地方創生交付金の倍増を掲げています。それらを原資に、少額随意契約の発注を通じたスタートアップ企業等の育成を図ることが、官民連携での地方創生を図る上で非常に効果があると思います。 ・適用額引き上げに際しては、制度利用においてデジタル化を必須とし、一定の透明化を原則とすることで汚職や不正競争のリスクを無くしていくことも同時に求められると思います。
89	<p>競争入札と少額随意契約の基準額が50年も放置されていたのには驚きました。</p> <p>私は数年前から知り合いの代議士に要望していましたが、それだから見直しに動いたとは思っていません。物価上昇を受けての見直しだと思いますが、消費税導入の時点で上げるべきだったと思います。</p> <p>物価上昇率は計りにくいところはあると思いますが、せめて消費税率が上がる際には見直していただきたいと思います。</p>

90	<p>少額随意契約の基準額引き上げについて</p> <p>1974年と2024年の企業物価指数を比較すると約1.5倍となっている。また、官公需を受注している組合及び組合員の意見として、人件費や原材料費が高騰しているため、基準額について2倍～3倍の引き上げが必要とのことである。よって、近畿経済産業局から官公需適格組合の証明を受けている大阪府下の一部組合で組織している大阪府官公需適格組合として、基準額を以下の通り現行の2倍～3倍の金額に引き上げを図るべきであると考え。さらに、基準額以下の官公需の発注であっても、随意規約ではなく入札となっているというのが少額随意契約の現状であり、基準額の見直しに際して、基準額以下の発注については随意契約を積極的に活用するよう明記し、実効性を高めるべきであると考え。</p> <p>少額随意契約を活用し中小・小規模事業者に発注することで、地域の雇用を担う中小・小規模事業者の雇用が安定するとともに、地域経済の活性化につながる。また、発注者は事務の簡素化・効率化が図られると考える。</p> <p>以上、少額随意契約の基準額引き上げの検討においては、当意見を熟考いただきたい。</p> <p>予算決算及び会計令第99条</p> <p>第2号 工事又は製造 250万円から500万円～750万円</p> <p>第3号 財産の買入れ 160万円から320万円～480万円</p> <p>第4号 物件の借入れ 80万円から160万円～240万円</p> <p>第5号 財産の売払い 50万円から100万円～150万円</p> <p>第6号 物件の貸付け 30万円から60万円～90万円</p> <p>第7号 その他の契約 100万円から200万円～300万円</p>
91	<p>少額随意契約の基準額について、引き上げを望んでおります。</p> <p>物価上昇で各資材が高騰していることや、労務費の引き上げも行われている中、基準額の上限がそのままであれば、出来ることが随分と圧迫されてしまいます。</p> <p>一例ですが、具体的には500万円を基準額としてはどうでしょうか。</p> <p>500万円未満であれば、請負工事成績評定の評定省略可能であったり、コリンズへの登録も必須とはならないため、引き上げたとしても登録手続き等の業務負担が増えることもないのではないかと考えます。</p> <p>また、地方自治体の随意契約案件でも同様ではないかと思っておりますので、基準額を引き上げる流れを波及させて欲しいとも考えております。</p>
92	<p>予算決算及び会計令により、少額の契約案件は、発注者にとって事務の簡素化・効率化が図られることから随意契約制度が活用できることとなっている。</p> <p>これらの法令に求められている随意契約制度は、災害時も含めた地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、迅速な官公需発注は、即効性のある地域の雇用や地域経済の活性化と地元中小企業の育成につながることから、より積極的な活用が必要である。</p> <p>最低賃金も含めた物価上昇と官公需は経済活性化の一要素となるという観点からも、本制度における基準額については以下の通り現行の2倍以上引き上げるよう法制度の見直しを図るべきである。</p> <p>第2号 工事又は製造 250万円から500万円</p> <p>第3号 財産の買入れ 160万円から320万円</p> <p>第4号 物件の借入れ 80万円から160万円</p> <p>第5号 財産の売払い 50万円から100万円</p> <p>第6号 物件の貸付け 30万円から60万円</p> <p>第7号 その他の契約 100万円から200万円</p>

93	<p>(3) 予決令第99条：少額随意契約の基準額について</p> <p>予算決算及び会計令により、少額の契約案件については、発注者にとって事務の簡素化・効率化が図られることから随意契約制度が活用できることとなっている。しかし、国の契約に係る金額基準は、昭和50年以降改定されていない。海外情勢の不安定等により2014年を境に急激な原材料・エネルギーが高騰し、加えて地域最低賃金の増加、人手不足や従業員の高齢化等、地域中小・小規模事業者は厳しい経営を強いられている。少額随意契約制度は、中小・小規模事業者の仕事、雇用の確保につながることを期待される。先述したように、昭和50年と比較し、原材料・エネルギーに関しては約2倍、最低賃金に関しては約3倍となっていることから、基準額を現行の2倍以上引き上げるよう法制度の見直しを図るべきである。併せて、物価上昇率等に応じて定期的に見直しを行う仕組みを導入すべきである。</p>
94	<p>予算決算及び会計令第99条第2号から第7号及び地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める「少額随意契約」については、「少額な契約についてまで競争入札で行うことは能率的な行政運営を阻害する」という実態を鑑みたものである。</p> <p>しかし、その契約の種類及び基準額を規定する地方自治法施行令別表第5においては、昭和57年以降改正されておらず、特に別表5中「工事又は製造の請負」の限度額については、この間の建設工事費の上昇や消費税の導入経過（平成元年：3% →平成9年：5% →平成26年：8% →令和元年：10%）等を経ても改正されていない。</p> <p>また、委託契約においても、この間30%を超える物価水準上昇があるにも関わらず、少額随意契約の基準額が50万円に据え置かれていることから、これまで入札によらずとも適正に契約できていた案件が、基準額超過により入札手続きをせざるを得ない事例が毎年発生している。</p> <p>物価・労務単価水準に見合った新たな少額随意契約の基準額を設定することにより、受発注者双方の入札対応の事務負担や経費等の軽減が図られるとともに、適正な金額設定の工事・委託の受発注が可能となることから、少額随意契約の基準額の見直しは急務である。</p> <p>見直し後の少額随意契約の基準額は、少なくともこの間の物価上昇を反映したものとすべきである。</p> <p>なお、現状、基準額が都道府県と市町村とで相違している（「工事又は製造の請負」は都道府県250万円、市町村130万円。「委託」は都道府県100万円、市町村50万円）が、少額の定義が都道府県と市町村において大きく変わるものではないこと、また、競争入札に付する手間においても自治体の規模や契約金額に関わらず同等であることから、金額差の解消についてもあわせて見直すべきである。</p>
95	<p>公共土木施設のきめ細かな維持管理を迅速かつ効率的に行うためには、少額随意契約は大変有効であり、地域の安全、安心の確保に必要不可欠な制度です。</p> <p>しかしながら、近年の建設資機材価格の高騰や人件費上昇の影響により、実質事業量が減少しており、基準額以内の契約では不十分な対策しか出来ず、通行規制箇所の早期の交通解放などに支障をきたす状況も散見されます。また、入札や契約の手続きにも多くの時間や労力を要しております。</p> <p>つきましては、地域の安全、安心の確保を迅速に図るため、少額随意契約の基準額を大幅（例えば、一千万円）に引き上げていただくことを要望します。</p>

96	<p>◎意見の概要：少額随意契約の基準額を引き上げることに大いに賛成です。物価上昇を無視した過度な金額制約は、随意契約全体の正しい活用の妨げになっており、公共事業の効率性や迅速性にマイナスの影響を及ぼしています。国立研究開発法人も平成19年に発出された「独立行政法人整理合理化計画」により、少額随意契約の範囲を「会計法の範囲内で認める」とされている為、金額引き上げが出来ず、大変困っています。</p> <p>◎意見の詳細</p> <p>理由1：現行の基準額は、医療、研究といった迅速かつ柔軟な対応を求められる契約業務においても必要以上に厳しい金額制限により業務に支障を来しています。</p> <p>理由2：実務量が過大になっており、人材確保が難しい現状では対応しきれなくなっています。結果、1件に要する労力を減らさざるを得ないので、競争入札を含む契約全体のクオリティを損なう要因にもなっています。</p> <p>理由3：現在はインターネット等により価格情報を得やすくなっており、経済合理性に則した消費行動がとりやすい状況ですので、基準額を引き上げたとしても、経済合理性が損なわれるリスクは現状と何ら変わりありません。</p> <p>◎具体的な意見</p> <p>(2) 予決令第94条指名競争契約 一工事又は製造1,300万円、二財産の買入800万円、三物件の借入400万円、四財産の売払300万円、五物件の貸付100万円、六その他500万円</p> <p>(3) 予決令第99条少額随意契約 二工事又は製造600万円、三財産の買入400万円、四物件の借入200万円、五財産の売払100万円、六物件の貸付100万円、七その他300万円</p> <p>◎金額根拠：現行基準額を決定した1974年は、消費者物価指数45.3、名目GDP227.4兆円、大卒初任給は78,700円でした。2024年の消費者物価指数は107.2で約2.4倍、2023年の名目GDPは595.2兆円で約2.6倍、2023年の大卒初任給平均220,000円で約2.8倍です。1974年から2024年までに日本は約2.3倍まで成長してきました。物価上昇は日本が豊かになった証拠です。提案額は現行金額を2.5倍し10万円単位を四捨五入した金額です。四捨五入しているのは米国等の少額取引のルールは共通して「分かりやすい金額」設定になっているからです。物品購入160万円のように歯切れの悪い金額設定する必要はないと考えます。</p>
97	<p>和歌山県は少額随意契約はやっていません。全国的に珍しくないでしょうか？</p> <p>和歌山市については、税込み30万円までなら、随意契約があります。</p>
98	<p>(1)1千万円 (2)1千万円 (3)1千万円 (4)5百万円 (5)1千万円 (6)1千万円</p>

99	<p>財務省主計局法規課 ご担当者様</p> <p>いつもお世話になっております。 滋賀県建築設計監理事業協同組合と申します。 この度の「少額随意契約の基準額等に関する意見募集について」で 当組合より下記の意見を提出させていただきます。</p> <p>(3) 予決令第99条：少額随意契約の基準額 「随意契約による場合の限度額の見直し」 随意契約の限度額は、国による地方自治法施行令の定める額の範囲内で、 その上限と同額になっているものと承知しておりますが、人件費の上昇や 消費税10%の導入により、実質は発注金額の減額となっております。 滋賀県では、滋賀県財務規則が公布され40年も経過していることなど、 県内の事務所を取り巻く環境は大きく変化しています。 その中での厳しい経営状況を少しでも改善できるよう、限度額の見直しに ついて、ご尽力をお願いいたします。</p>
100	<p>山梨県庁随意契約および周辺市町村における随意契約金額があまにも低く、数十年変更されていない。山梨県庁においては消費税込み10万円未満、甲府市においては税込み20万円未満となっており、消費税が3%5%8%10%と変化してくる中、上限金額の見直しはなく、実質本体金額を値引きしているのが実態。また市より県の上限が低いのも理由が見当たらない。ここ数年におよぶ物価上昇および人経費の引き上げの中、至急の金額引き上げは急務と考える。市町村は30万円、県庁は50万円が妥当と考えられます。</p>
101	<p>少額随意契約の基準額を増額することに賛成する立場から、その効果的な増額策について論じます。少額随意契約は、契約金額が少額であるため、競争入札を行うことなく契約を締結する方式です。これにより、契約事務の簡素化と迅速な対応が可能となりますが、公平性と透明性の確保が重要です。 背景と現状として少額随意契約の基準額は、物価の変動や経済状況に応じて見直されるべきです。現行の基準額長期間にわたり変更されておらず、物価上昇や経済環境の変化に対応できていません。 物価上昇に伴い、少額随意契約の基準額を引き上げることは、契約事務の効率化と行政コストの削減に寄与します。例えば、基準額が現行のままでは、物価上昇により実質的な契約金額が減少し、同じ業務を遂行するために必要な契約数が増加することから、基準の見直しが必要。 ただし、一度に大幅な引き上げを行うのではなく、段階的に基準額を引き上げることで、行政の負担を軽減しつつ、適応を促進します。例えば、現行の基準額をまずは100%引き上げ、その後の経済状況を見ながらさらに引き上げるといった方法がよいと考える。 また、新しい基準額を試行期間として設定し、その期間中の運用状況を評価します。試行期間終了後に、評価結果を基に基準額の適正性を再検討してはどうでしょうか。 更に契約手続きを標準化し、簡素化することで、少額随意契約の運用を効率化します。例えば、契約書類のテンプレートを作成し、必要な情報を簡単に入力できるようにします。併せて契約手続きの電子化を推進し、書類の提出や承認をオンラインで行うことで、手続きの迅速化と透明性の向上が図れます。 結論として少額随意契約の基準額を増額することは、物価上昇や経済環境の変化に対応し、契約事務の効率化と行政コストの削減に寄与します。しかし、公平性と透明性を維持するためには、競争性の導入や契約情報の公開、電子入札システムの活用などの措置も同時に必要です。段階的な引き上げや試行期間の設定、契約手続きの簡素化と電子化を通じて、効果の向上を実現できると考えます。</p>

102	<p>第99条少額随意契約の基準額について</p> <p>少額の契約案件は発注者にとって事務の簡素化や効率化が図られることから随意契約制度が活用できる上、この制度には災害時を含めた地域の迅速な対応が求められる際にも効果があるほか、地域の雇用や経済の活性化等、地元企業の育成に繋がることから積極的な活用が必要であると考えます。</p> <p>最低賃金を含めたコロナ禍後の急速な物価が上昇している観点からも基準額を現行の2倍以上引き上げるよう、強く要望いたします。</p> <p>第2号：250万円から500万円 第3号：160万円から320万円 第4号：80万円から160万円 第5号：50万円から100万円 第6号：30万円から60万円 第7号：100万円から200万円以上、どうぞよろしく願いいたします。</p>
103	<p>少額随契の基準額について</p> <p>弊社は岡山県の中山間部で建設業を営んでいる零細業者です。</p> <p>岡山市・岡山県より、少額随契の工事を年間数件受注しております。昨今の物価上昇、著しい人手不足により経営は非常に苦しいのが現状です。</p> <p>40年以上も基準額が変更にならなかった国の少額随意契約の見直しは地方公共団体の少額随意契約の基準額の見直し議論にも影響を与えるものであり、慎重に検討いただきたい。</p> <p>地方公共団体の工事請負契約の場合、特に発注者においては市町村職員、受注者においては『地域の守り手』たる、地場の中小零細業者の人で不足が顕著です。少額随契の基準額変更で影響の大きいのも上述の人たちです。</p> <p>また、少額随意契約で発注される少額工事はいわゆる手間のかかる雑工事的な工種も多く、労務費率が高いため、競争による原価低減の工夫の余地の低い工事がほとんどで、随意契約による場合も複数社から合い見積もりを取るため、経済的妥当性も担保されていると考えます。</p> <p>現場の肌感覚でいえば国や都道府県・政令市の工事の請負契約の場合、500万円、市町村では300万円ぐらいの設定だと、受発注者共に業務量の削減効果が大きいと考えます。</p>
104	<p>近年の原材料費、労務費上昇や消費税の引き上げなどにより、少額随意契約の基準額を大幅に引き上げ市場価格に対応させる必要がある。また、中小企業や小規模事業者にとって、少額随意契約は重要な受注機会である。中小企業が大企業と競争することは経営資源などの制約があり困難である。よって、少額案件については随意契約の活用により中小企業に発注するよう配慮することが不可欠である。また、基準額の引き上げにより、中小企業がより多くの受注を獲得しやすくすることで、経営の安定化や成長を促進することが可能となる。加えて、地域の中小企業の受注機会が増えることで、地域経済の活性化が期待でき、地域経済の発展にも寄与する。さらには、行政庁の膨大な少額の契約について、行政手続きの簡素化が図られ、契約手続きにかかる時間やコストが削減されることで、迅速な対応が可能となる。</p> <p>以上より、企業物価指数は1974年の基準額改定時から約1.5倍の水準となっている現在において、随意契約可能な基準額を2倍にするなど大幅な引き上げを実施する必要がある。また、随意契約の発注にあたっては中小企業を活用する必要がある。</p>
105	<p>① 少額随意契約の基準額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の改定は、企業物価指数を踏まえ約1.6倍に引き上げているが、現在は約1.5倍となっていることから、改定時期と考えられる。また、物価上昇が続いている現状を加味し、将来を見据え現行基準額の2倍として欲しい。 <p>② 基準額の統一について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在市町村の基準額は、都道府県の半額程度となっているが、物価上昇による影響は地方都市に於いても同様であり、また、災害対応工事等を数多く担っていることから、都道府県の基準額と同額に改めて頂きたい。
106	<p>私は政令都市の相模原市でビルメンテナンス業を営んでいます。</p> <p>当市は、随意契約案件は市のHPから見る事ができます。殆どの随意規約案件は相手がシルバー人材センターです。</p> <p>中には1千万円を超える案件も散見されます。</p> <p>この業界は労働集約型の定型的業界で、現在の人員不足の中で営業しておりますが、求人広告やハローワークに出しても高齢者が大半です。高齢者を雇うことで何とかしのいでいますがその後の就業年数は2～3年です、そのような苦労の繰り返しです。しかもこの業種は登録制度で固められており従業員への技能講習の人的要件や物的要件の補填と労力のかかる事ばかりです。そのような経費のかかる業界とシルバー人材センターとは鼻っから競争にはなりません。</p> <p>当市のシルバー人材センターとの随意契約案件を精査するとビルメン業と競合する案件が殆どで民業を圧迫しているのは明白です。そこで我々業界との区割りを明確にするには金額の上限をハッキリさせお互いが共存できる線引きにあると思います。是非妥当な金額を算出いただき末永く高齢者の労働力を当てにしながら経営に携わって行きたいと考えております。</p>

107	<p>会計法第29条の3④において、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。」と定められているが、中国地方の中山間地域で建設業を営む者として、当社における随意契約の適用シーンはこのうち「緊急性を要する場合」というものが大半を占めている。</p> <p>この前提に立ったうえで、この少額随意契約の基準額が昭和50年以来変更されていないという事実に対して考察するならば、近年発生した「企業努力の埒外」と言わざるを得ないさまざまな要因により、随意契約の基準額内で可能となる施工の可能性が狭まっているのが事実である。具体的には、世界的な原油価格の高騰や、新型コロナウイルスのパンデミックによる建設資材の需要増に伴う物価高騰、さらには近年の労務費及び輸送コストの高騰が挙げられる。そしてこの傾向は今後も引き続き続いていくのはほぼ間違いなく、「『数年前ならば随意契約の基準額で可能だった案件』がいま不可能となっている」という事態は、わが国の各地において、現在進行形で起きていることは想像に難くない。</p> <p>本来、随意契約による工事のメリットとしては手続き期間の短縮や事務の効率化など、そのスピード感がある。そしてこのスピード感のもと全国で迅速かつきめ細やかに行われる施工が、各種インフラの耐用年数の増加に、ひいては生活者のQOL (= Quality of Life) 及び美しい国土を守ることに繋がっていると私は考える。この意味において、今回の基準額見直しの動きをまたとない好機と捉え、未来に向けた改正・改訂を行ってくださることを期待してやまない。</p>
108	<p>三重県四日市市役所で勤務する50代男性です。少額随意契約の基準額について、早急な見直しを強く希望します。</p> <p>地方公共団体である我々は、地方自治法によって限度額が定められていますが、その額は国の随意契約の要件を勘案して定められています。つまり、国が見直さないと地方も見直せないのが現状です。</p> <p>令和6年3月内閣委員会にて参議院議員塩村あやか氏が質問したとおり、自治体職員は悲鳴を上げています。特に、少額随意契約を扱う技術職員は物価上昇に伴う業務の増加に苦しんでいます。現在、四日市市では、地方自治法で定められている限度額130万円ではなく、50万円を限度額としています。これは、昭和35年に当市において制定された事務専決規程により定められており、60年以上見直しが一度も行われず現在に至ります。私が勤務し始めた平成初期に50万円以下で実施できた工事は、現在では何もできなくなり、全て入札案件となっています。そのため、入札に必要な膨大な資料作成と多大な入札期間を経て、ようやく現場着手できることとなります。市民からは「この程度の工事で、なぜこんなに時間がかかるのか!」と何度もお叱りを受けています。また、業務量的に全ての要望に応えられず、少額随意契約範囲内で処理できるよう、要望の一部だけを実施したり、要望自体を断ったりなどの対応を余儀なくされています。市民サービスは確実に低下しています。市民の要望に応えようと必死になる職員は、当然、時間外労働が増加し、耐えきれなくなった職員は病欠あるいは退職といった事例も少なくありません。そういった背景から、技術職新規採用職員は定員割れが常習化しており、途中離脱する職員、定年退職する職員等により年々技術職員数は減少しています。</p> <p>近い将来、南海トラフ大地震が予想されていますが、このままでは、緊急工事に対応できません。</p> <p>また、当市は原則一般競争入札を採用しているため、地元業者は100万円にも満たない小さな工事ですら受注できない状況です。少ない職員では発注できる工事件数も限られていることから、小さな地元業者は廃業に追い込まれるケースも見受けられます。</p> <p>私は、このような状況を改善するべく、まずは地方自治法で定められている130万円への引き上げを昨年から訴えていますが、事務専決規程を担当する部署の回答は「地方自治法で限度額の見直しがあれば、当市の事務専決規程も見直す」とのことでした。当市で決めた専決規程ではありますが、限度額変更には国の後押しが必要です。その後、何度も協議を重ねていく中で、近隣市町の状態を聞き取りにて調査したところ、ほとんどの市町は少額随意契約限度額130万円に運用しているにもかかわらず、昨今の急激な物価上昇による業務増加に苦慮しており、調査した近隣市町全てにおいて限度額を引き上げてほしいという意見でした。</p> <p>令和5年11月21日指定都市市長会、同年12月20日江東区議会が同趣旨の意見書を提出しています。全国にはたくさんの地方自治体がありますが、現場で直接市民の声を聴いている地方自治体職員の思いは、全員一致していると確信しています。社会情勢が変われば制度も変えるのは当然のことであり、40年前に国が定めた限度額の見直しは必然であると考えます。国が変われば地方も変わる。業務過多に苦しむ地方自治体を救うため、地元業者の受注機会を増やし地域経済を活性化させるため、来るべき災害に備えるため、そして、一番重要な市民の要望に対し、より多く且つ迅速に対応するために早期の見直しを切望します。</p>
109	<p>官公需の発注において少額随意契約の基準額を引き上げることを要望したい。理由は、昭和57年度以降一切引き上げがなされていないことから、昨今の資材価格等の物価上昇に対応しておらず、また、地元の中小企業や小規模事業者がこれまで以上に契約に参加しやすくするためである。地元業者による受注は地域経済発展のために必要不可欠なので、是非その機会を広げてもらえるように対応していただきたい。</p>

110	<p>若輩者ですが中小企業青年経営者の一代表にいた立場として、ひと言ご意見させていただきたいと思います。端的に説明したいため、多少粗暴な表現になりますことお許してください。</p> <p>私みたいな地方の中小零細企業にとって国からの入札発注はその企業にとっては金額の大きい仕事という位置づけだと考えられます。普段から営業活動をし、長く地域に根付いて商売を営んでいるものが入札に至る過程の下調べ（お膳立て）をして、入札になると大きい都市の大きい会社に落札されている現実には目に余るものがたくさんあります。またさらに数年経ち人が変わると何事もなかったかのようにその入札で負けたはずの商品の不具合をアフターフォローは地場の中小零細が当たり前のようにさせられるのです。普段からのお付き合いを考えると明確に断ることが出来ず渋々メンテナンスを担当している会社が当たり前にあります。</p> <p>もちろん、制度のことを考えるのは凄く大事なことで、契約の透明性を保つことが議論の焦点になるのは理解できますが、では、契約した後における流通の確保・アフターフォロー、地方創成、地方の中小企業の事業継続、事業承継等も一緒に考えていただきたいと思います。</p> <p>私としては地場の中小企業が普段より下支えしているものを、金額が大きくなったから入札になりもっと大きな都市の大企業の下請けが根こそぎ落札していくことはあってはならないと思います。少額随意契約の基準額を引き上げて、地方の中小零細が契約できる環境と正直者が馬鹿を見ることが無い世の中になるようにご意見させていただきました。宜しくお願い致します。</p>
111	<p>少額随意契約について県や市町村等の地方公共団体では殆ど実施されていない現状があります。是非、国等の考え方を地方自治体へも展開していただきたく存じます。</p>
112	<p>予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）に規定される金額基準のうち、（3）予決令第99条：少額随意契約の基準額について</p> <p>◎国等の関係機関や地方自治体等に少額随意契約の仕組みを広く正確に広報するとともに、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも、原材料費や人件費等の物価上昇に加え、昨今の地政学リスクの高まりを背景とした石油の高騰や、石油諸税並びに消費税等の増税を勘案した上で、1975（昭和50）年から据え置かれている少額随意契約の基準額については、現行の2倍以上（例えば、財産の買入れであれば、国等は160万円から360万円へ）に引き上げるよう、法制度の見直しを図るべきである。</p> <p>◎予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により、案件数の多い少額な契約案件については、競争入札になってしまうと、発注者側の円滑な行政の運営に支障が出てしまうほか、契約の手続きの簡素化を図るため、随意契約制度が活用できることとなっている。</p> <p>◎しかしながら、今なおこうした随意契約の仕組みを正確に理解していない発注機関（国等の関係機関や地方公共団体等）や一般消費者も多いことから、改めて広く正確に広報する必要がある。</p> <p>◎近年、地震や豪雨、豪雪といった災害が激甚化・頻発化する中、送電線などの損壊で停電が長期化するケースも多く、分散型で可搬性に優れた石油とその石油の安定供給に携わるSSは災害時におけるエネルギー供給の“最後の砦”となっている。</p> <p>◎このため全国の石油組合並びにその傘下の組合員（石油販売業者）は、都道府県及び市町村との間で、災害時における燃料供給協定（災害協定）を締結し、災害時における燃料供給体制や平常時から相互の情報共有や情報交換等を行い、災害時等に備えた連絡体制を構築している。</p> <p>◎なお、災害協定を締結するだけでなく、その協定を災害時に適切に運用していくには、平時からの連携強化が重要であり、さらに随意契約により地元の石油組合並びにその傘下の組合員（石油販売業者）が受注することが、災害時を含めた地域の迅速な復旧・復興や適切なライフラインの保全等につながるほか、持続可能な地域雇用の維持と地域経済の活性化にもつながる。</p> <p>◎こうした状況を踏まえ、随意契約制度への慎重な対応は改善するべきであり、むしろ積極的な活用を推進していくべきである。</p> <p>（参考）</p> <p>ガソリンの小売価格は1975年当時、1リットル112円だったが、2024年11月時点では175円と1.6倍に上昇。燃料油価格激変緩和対策事業による補助金がない場合には190円と1.7倍に上昇している。</p>

113	<p>(1) 予算決算及び会計令 第三節 指名競争契約 六</p> <p>(現行) 予定価格が二百万円を超えないもの ↓ (案) 予定価格が六百万円を超えないもの</p> <p>(2) 予算決算及び会計令 第四節 随意契約 七</p> <p>(現行) 予定価格が百万円を超えないもの ↓ (案) 予定価格が三百万円を超えないもの</p> <p>・基準額については制定当時の価格帯と現代的市場価格帯との比較をして再検討すべきではないかと考えます。また、基準額については税抜金額が望ましく税込金額を基準とするならば消費税の変動に合わせるべきではないかと考えます。</p>
114	<p>(2) 予決令第94条：指名競争契約の基準額について 指名競争入札については、総務省からの文書にもある通り一般競争入札よりも不良・不適格業者を排除し、契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができることとなっている。 50年来金額が上がっていない基準額の現状や、最低賃金も含めた近年の物価上昇傾向を踏まえると、本制度における基準額については以下の通り現行の2倍以上引き上げるよう法制度の見直しを図るべきである。</p> <p>第1号 工事又は製造 500万円から1千万円 第2号 財産の買入れ 300万円から600万円 第3号 物件の借入れ 160万円から320万円 第4号 財産の売払い 100万円から200万円 第5号 物件の貸付け 50万円から100万円 第6号 その他の契約 200万円から400万円</p> <p>(3) 予決令第99条：少額随意契約の基準額について 予算決算及び会計令により、少額の契約案件は、発注者にとって事務の簡素化・効率化が図られることから随意契約制度が活用できることとなっている。 これらの法令に求められている随意契約制度は、災害時も含めた地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、迅速な官公需発注は、即効性のある地域の雇用や地域経済の活性化と地元中小企業の育成につながることから、より積極的な活用が必要である。最低賃金も含めた物価上昇と官公需は経済活性化の一要素となるという観点からも、 本制度における基準額については以下の通り現行の2倍以上引き上げるよう法制度の見直しを図るべきである。</p> <p>第2号 工事又は製造 250万円から500万円 第3号 財産の買入れ 160万円から320万円 第4号 物件の借入れ 80万円から160万円 第5号 財産の売払い 50万円から100万円 第6号 物件の貸付け 30万円から60万円 第7号 その他の契約 100万円から200万円</p>

115	<p>中小企業団体中央会の全国大会でも決議され国に要望したと聞いております。</p> <p>少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額を大幅に引き上げることを希望します。</p> <p>予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により少額の契約案件は、発注者にとって事務の簡素化、効率化が図られることから随意契約制度が活用できることとなっています。</p> <p>しかしながら、今なお、随意契約の意義を正確に理解していない発注機関や一般消費者も多いことから、改めて広報する必要があると思います。随意契約制度は、災害時も含めた地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、即効性のある地域の雇用や地域経済の活性化につながることから、慎重な対応は改めるべきであり、積極的な活用が必要です。また、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも原材料費や人件費の上昇及び消費税等を勘案の上、現行の2倍以上（例えば、物品の販売であれば国等は160万円から320万円へ）に引き上げるよう、法制度の見直しを図る必要があります。なお当組合の業界（事務機・文具）は特に地方においては官公需に依存する組合員が多数おり、民間需要の開拓と併せて日々努力していますが受注機会が多くても過当競争の結果、後継者がいても将来に希望が持てず早期の廃業を検討する組合員も少なくありません。</p> <p>中央省庁での一括契約して各都道府県の役所に配布するのではなく地方の行政機関において契約することが「地方創生」につながると考えます。</p> <p>とともに不毛な競争に明け暮れて体力を削ぐのが助長するような発注形態は上部機関から止めるよう指示してほしいです。地方公共団体では、例えば20万円以下の調達では効率性や即効性に力点を置く「複数から見積を取ることを省略できる」という「できる規定」での契約も少なからず運用して、地域に活性化をもたらしています。</p> <p>是非、国においても検討され運用することを希望します。</p>
-----	--